

**国際協力銀行（JBIC）
環境社会配慮ガイドラインの
不遵守に基づく異議申立制度に関する
NGO 提言**

2002年8月30日

目次

NGO 提言の背景	4
NGO 提言賛同団体及び個人	5
国際協力銀行（JBIC）環境社会配慮ガイドラインの不遵守に基づく 異議申立制度に関する NGO 提言 [要約版]	6
国際協力銀行（JBIC）環境社会配慮ガイドラインの不遵守に基づく 異議申立制度に関する NGO 提言 [手続き要綱]	9
インスペクションパネルとオンブズパーソンの比較対照表	19
JBIC 異議申立制度の流れ	22

本提言内容についてのお問い合わせ先

松本 悟（メコン・ウォッチ）

電話 03-3832-5034 メール info@mekongwatch.org

松本 郁子（国際環境 NGO FoE-Japan）

電話 03-3951-1081 メール aid@foejapan.org

NGO 提言の背景

今年 4 月に国際協力銀行の新しい環境社会配慮ガイドラインが制定されました。このガイドラインは、ODA 業務、非 ODA 業務の双方に共通の公的金融機関が確保すべき最低限の確認事項が明らかにされたという意味で、大変評価できるものと考えております。また、その開かれたガイドライン策定のプロセスや、意思決定前の情報公開や地域住民とのコンサルテーションの義務付けなど、新しいガイドラインは国際的にも高く評価されています。本年 10 月から一部施行される本ガイドラインの実施状況は、国際的にも大きな注目を集めることになるでしょう。

一方、新しいガイドラインの「7. ガイドラインの適切な実施・遵守の確保」において『本行は、本ガイドラインに示された方針や手続きが適切に実施あれ、ガイドラインの遵守が確保されるように努める。本行は、本行によるガイドラインの遵守を確保するため、本行のガイドライン不遵守に関する異議申し立てを受け付け、必要な措置をとる』と定めています。現在この規定に基づいて、ガイドラインの不遵守に関する異議申し立て制度の検討が進められています。

国際的にも注目を浴びる国際協力銀行の新しいガイドラインの確実な実施を確保していくためにも、また、機関の透明性とアカウンタビリティを確保する上でも、私たちは、十分な意見交換のもとに国際的にも評価される適切な異議申し立て制度を策定することが不可欠であると考えています。

そこで、私たち 15 団体、11 個人は、ガイドラインに基づいて国際協力銀行が支援するプロジェクトによって取り返しのつかない社会環境影響が起こらないようにするために、国際協力銀行の環境社会配慮ガイドラインの遵守機能としての異議申し立て制度について提言をさせていただきます。この提言は、国際機関や国内機関の事例、そこからの経験、教訓などについて実務担当者からの聞き取りや制度を利用する側の意見などをふまえて、作成したものです。

提言では、1) ガイドラインの不遵守についての調査を行ない、2) 環境社会影響に関する問題解決を行ない、3) こうした活動を JBIC の政策改善につなげ、4) アカウンタビリティを向上させることを目的とした機関を設置し、また、その機関は JBIC から独立した調査を実施できる体制を備え、十分な情報公開や権限を確保した、公平性、合理性、効率性を原則とした独立性、透明性、応答性を備えた機関とすることを提言しています。私たちは国際協力銀行の異議申し立て制度について、この提言をもとに引き続き十分な議論を重ね、適切な異議申し立て制度を策定することを強く要望します。

2002 年 8 月 30 日

NGO 提言賛同団体及び個人

団体：

アイヌとシサムのウコチャランケを実現させる会
アジア開発銀行 (ADB) 福岡 NGO フォーラム (FNA)
アジア太平洋資料センター (PARC)
APEC モニターNGO ネットワーク
インドネシア民主化支援ネットワーク
ODA 改革ネットワーク
『環境・持続社会』研究センター (JACSES)
Globalization Monitor, Hong Kong
国際環境 NGO FOE Japan
債務と貧困を考えるジュビリー九州
市民外交センター
日本インドネシア NGO ネットワーク (JANNI)
フィリピンのこどもたちの未来のための運動 (CFFC)
マスコミ市民
メコン・ウォッチ

個人：

明日香壽川 (東北大学 東北アジア研究センター)
有園正俊 (グリーンクリエイターズネットワーク)
瓜生由美子
栗田英幸 (愛媛大学法文学国際開発論)
志葉 玲 (フリーランスジャーナリスト)
田中 優 (日本国際ボランティアセンター理事)
長瀬理英 (アジア太平洋資料センター理事)
野村修身
三宅隆史 ((社) シャンティ国際ボランティア会)
本山央子
森 晶寿 (滋賀大学経済学部)

国際協力銀行（JBIC）環境社会配慮ガイドラインの不遵守に基づく異議申立制度に関する NGO 提言【要約版】

1. ガイドライン遵守のための異議申立機関は以下の目的を持つべきである

- ① JBIC が融資等を行なったプロジェクトによって生じた、もしくは生じる恐れがある環境社会影響が環境社会配慮ガイドラインの不遵守によるものかどうかを調査すること
- ② 環境社会影響がガイドラインの不遵守によるものかどうかを判断するにとどまらず、環境社会影響に関わる問題の解決に資すること
- ③ 不遵守の調査と問題解決への働きかけを通じて、JBIC の政策の改善に資すること
- ④ JBIC の公的機関としてのアカウンタビリティを向上させること。

2. ガイドライン遵守のための異議申立機関は投融資部門から独立すべきである

環境社会配慮ガイドライン遵守を確保するための異議申立機関は、投融資部門や審査部門から独立し、JBIC 総裁直属の機関とすべきである。

3. 異議申立機関は被影響住民の視点に立った制度とすべきである

具体的には、申立がしやすい言語での受付や情報提供を可能にすること、匿名や代理申立を認めること、申立を検討している被影響住民やその代理人に丁寧な助言を与えること、厳密な政策違反の証明を申立者に求めないこと、審査の途中で申立人が意見を述べる機会をできるだけ多く持つこと、申立によって不当な嫌がらせを受けないようにすること、再申立をできるようにすること、が挙げられる。

4. 異議申立機関は公平性・合理性・効率性を原則とすべきである

異議申立機関のメンバーの選考は公平性を確保するため、異なるステイクホルダーによる選考委員会によって行ない、選考過程を公開すべきである。異議申立機関が JBIC から独立した調査を実施できる体制を自ら兼ね備え、情報公開を行なう。また、各申立に対しておよそ半年程度で機関としての調査結果と意見を総裁に提出できるような制度とする。

5. 異議申立機関は以下の権限を有するものでなければならない

- ・ JBIC 所有文書への自由で十分なアクセス
- ・ 関係する企業から必要な文書等の提出の要請
- ・ 相手国政府（機関）が所有する関連文書の提出や現地訪問に関する必要な協力の日本政府への要請。
- ・ 審査期間中の事業進捗によって被害が悪化することが予想される場合、融資の停止や中止の総裁への意見具申とその公開
- ・ 上記権限は融資契約などを通じて借入人等との間で合意しておくべきである

6. ガイドラインの不遵守を審査する「インスペクションパネル」を設置すべきである
発展途上国で JBIC が支援しているプロジェクトによって環境社会被害が発生した（もしくは発生する可能性がある）という申立があった場合、その被害がガイドラインの不遵守によるものかどうかを審査し、その結果に基づいて総裁に意見を述べる「インスペクションパネル」を設置すべきである。すでに、国際金融機関である世界銀行やアジア開発銀行では 10 年近く前から設置され始め、政策遵守の面では一定の効果を挙げている。インスペクションパネルは 3 人の委員からなり常設の事務局を持つ。必要に応じて調査員を雇用できる。申立の適格要件を満たして本調査に入った場合、もし当該案件の融資契約が未締結であれば、調査終了まで融資締結は凍結すべきである。またパネルによる最終調査報告書やそれに対する JBIC と申立者の意見等、節目節目で情報公開する。組織や手続きの詳細は提言本文を参照のこと。

7. 環境社会被害を解決するために「オンズパーソン」を設置すべきである
環境社会被害を防ぐことがガイドラインの目的である以上、被害の発生自体が広い意味でガイドラインに反している。また、被影響住民にとっては、ガイドラインを理解して自らが直面している被害と不遵守を結びつけることは容易でないことが、世界銀行やアジア開発銀行の経験から明らかになっている。したがって、ガイドラインの不遵守があったかどうかと無関係に、JBIC にプロジェクトによって引き起こされた（可能性がある）環境社会被害を解決するために、JBIC への働きかけや関係者間の調停など柔軟な対応を行なう総裁直属の「オンズパーソン」を設置する。すでに世界銀行グループの国際金融公社（IFC）・多国間投資保証機関（MIGA）やカナダの輸出開発公社（EDC）などで導入され、IFC・MIGA では一定の問題解決の効果があると評価されている。オンズパーソンは当初 1 人から始めて必要に応じて増員し、常設の事務局を持つ。必要に応じて調査員を雇用できる。組織や手続きの詳細は提言本文を参照のこと。

8. 異議申立の結果を政策改善に反映させるための組織を作るべきである
具体的には、インスペクションパネルとオンズパーソンが合同で、「遵守合同会議」（仮称）を設置し年に 1 度開催する。異議申立を通じて明らかになった JBIC の政策上の課題を議論し、政策改善に対して総裁に意見を提出する。

9. 異議申立機関はモニタリングとフォローアップも行なうべきである
インスペクションパネルとオンズパーソンは、不遵守に対する JBIC の対応策や、調停等の働きかけの結果などについて、継続的にモニタリングを行ない、結果を総裁と申立者に報告する。世界銀行の実例からその必要性が強く求められるからである。ただし、パネルやオンズパーソンが、これ以上の関与が必要ない、もしくは効果がないと判断した場合、関与の終了を総裁及び申立者に報告する。その際、関与終了の根拠を公開し、意見を求め

なければならない。

10. 過去のガイドライン等についても適用対象とすべきである

申立対象となったプロジェクトの融資契約日によって、遵守の対象となるガイドラインは異なる。新しい環境社会配慮ガイドラインだけでなく、旧日本輸出入銀行の環境配慮ガイドラインや、旧海外経済協力基金の環境配慮ガイドライン（初版及び第2版を含む）、及びガイドライン制定前に同様の役割を果たしていたチェックリストも異議申立の対象とすべきである。

国際協力銀行（JBIC）環境社会配慮ガイドラインの不遵守に基づく 異議申立制度に関する NGO 提言 [手続き要項]

1. 制度について

1. 1 遵守についての考え方

JBIC 環境社会配慮ガイドラインに定められている JBIC の環境社会配慮確認の基本方針では、「融資等を行なうプロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れることのできないような影響をもたらすことがないよう・・・プロジェクト実施主体者により適切な環境社会配慮がなされていることを確認」することとなっている。したがって、ガイドラインの遵守と言った場合、狭い意味での遵守＝すなわちガイドラインが定めた手続き的な要件などを守るだけでなく、広い意味での遵守＝すなわち融資プロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避・最小化しているかどうかを対象とすべきである。このペーパーでは前者を狭義の遵守機能、後者を問題解決機能と呼び、両方を合わせた広義の遵守機能について提言する。また、遵守を確実にする方法としては、被影響者からの異議申立を採る。したがって、JBIC が融資した、もしくは融資を検討しているプロジェクトによって影響を受ける人たちの立場を最大限尊重した制度とするべきである。

1. 2 基本原則

すでに国際機関や国内の環境紛争解決における合意形成の中で確認されているように、政策遵守機能の原則は公平性、合理性、効率性、及びそれらを確保するための独立性、透明性、応答性にまとめられる。こうした原則は、多国間と二国間の中に差異を認められるべきものではない。

1. 3 目的

- ⑤ JBIC が融資等を行なったプロジェクトによって生じた、もしくは生じる恐れがある環境社会影響が環境社会配慮ガイドラインの不遵守によるものかどうかを調査すること
- ⑥ 環境社会影響がガイドラインの不遵守によるものかどうかを判断するとどまらず、環境社会影響に関わる問題の解決に資すること
- ⑦ 不遵守の調査と問題解決への働きかけを通じて、JBIC の政策の改善に資すること
- ⑧ JBIC の公的機関としてのアカウンタビリティを向上させること。

1. 4 組織

- ・ 2つの組織：狭義の遵守機能を担うインスペクションパネル（パネル）と問題解決機能を担当するオンブズパーソンの2つの組織を、総裁直属機関として設置し、それぞれが常設事務局を持つ。
- ・ インスペクションパネル：委員は3人で任期は3年間。1度だけ再任できる。ただし最

初の3人は、それぞれ2年、3年、4年の任期を持つ。委員長を互選で選出する。委員長はパネルを代表する。メンバーの兼職は妨げないが、1人は常勤ベースで、他の委員もパネル職務を優先しなければならない。

- ・ オンブズパーソン：兼務は妨げないが常勤で1人。任期3年。1度だけ再任できる。業務の量によって、若干名の非常勤者を雇用できる。
- ・ パネル委員とオンブズパーソンの要件：公正さ、調査能力、異なる立場の人とのコミュニケーション能力を備える。JBIC職員の場合は、退職後2年間はパネル委員やオンブズパーソンに応募できない。またパネル委員やオンブズパーソン退任後5年間はJBICに直接関わる業務（契約職員やコンサルタント業務を含む）に就けない。
- ・ 選任方法：パネル委員とオンブズパーソンは公募とする。JBICの人事担当部門が、JBIC、産業界、学識者、NGOからなる選考委員会を設置し、そこが審査・推薦し、総裁が任命する。最終選考は公開とする。
- ・ 解任の要件：健康上の理由から職務の遂行が困難であったり、職務上不適当な行動をとったりするなど、相当の理由がある場合、総裁が解任できる。ただし、インスペクションパネルの場合は他の委員の同意を得なければならない。また解任理由を公開しなければならない。解任される人が希望すれば、弁明書も同時に公開される。
- ・ 事務局：それぞれの組織の事務局には、JBICの業務に明るい職員を1名配し、情報収集やJBIC職員とのコミュニケーションなどの点で、パネル委員とオンブズパーソンの業務を補佐する。この職員は総裁が任命する。それ以外の若干名の事務局職員は、JBIC職員かどうかは問わず、環境社会配慮や問題解決機能に関する知識や経験を持った人材を、それぞれ公募に基づいてパネル委員とオンブズパーソンが審査・推薦し、総裁が任命する。事務局は、物理的に外部からのアクセスが必要以上に困難でない一方、JBICからの頻繁なアクセスを回避する。事務局職員は、パネルやオンブズパーソンの意思決定に関与してはならない。また独自のホームページの運営など広報活動を担う。
- ・ 調査員：パネル委員及びオンブズパーソンは必要に応じて調査員を若干名雇用することができる。選考は委員及びオンブズパーソンが行なう。ただし、異議申立を受けている案件の利害関係者は調査員にはなれない。

1. 5 インスペクションパネルの機能

- ・ 異議申立に基づく環境社会影響と環境社会配慮ガイドラインの不遵守の関係についての独立公正な調査
- ・ 独立公正な調査の実施のためJBICの投融资部門から独立した連絡調整機能
- ・ 総裁に対して不遵守の場合の対応策を含む調査報告の提出。
- ・ パネル調査報告を受けたJBICの対応等のモニタリングとフォローアップ
- ・ パネル調査に関する情報公開

1. 6 オンブズパーソンの機能

- ・ 異議申立に基づく環境社会影響の確認及び独立公正な調査
- ・ JBIC による問題解決の促進
- ・ 事業実施主体を含めた問題解決に向けた調停
- ・ 定期的な総裁への報告
- ・ 独立公正な調査の実施のため JBIC の投融资部門から独立した連絡調整機能
- ・ モニタリングとフォローアップ
- ・ オンブズパーソンの関与に関する情報公開

1. 7 権限

- ・ 職務に関連した JBIC 所有文書へのアクセスが保証される。
- ・ 関係する企業から必要な文書等の提出を求めることができる。
- ・ 相手国政府（機関）が所有する関連文書の提出や調査のための現地訪問については、必要があれば日本政府の協力を要請する。
- ・ 相手国政府（機関）や企業が所有する情報へのアクセスや現地調査は、相手方の合意を必要とする。したがって、JBIC は L/A などを通じて、パネル委員やオンブズパーソンが調査に必要な情報へのアクセスや現地訪問等を可能にできるような合意を借入人等と取りつける。
- ・ 審査期間中に事業が進むことで、申し立てられている被害が悪化することが予想される場合は、融資の停止や中止を総裁に意見し、それを公開することができる。この権限を融資契約上確保する。

1. 8 申立の範囲

- ・ JBIC の環境社会配慮確認が始まってから融資返済終了までを対象とする。
- ・ 環境社会影響とする。

1. 9 再申立

- ・ 過去にインスペクションパネルやオンブズパーソンに申立をしている場合、新しい情報や事実を提出することで再申立ができる。

1. 10 助言

- ・ インスペクションパネルのメンバーとオンブズパーソンは、申立を検討している人にアドバイスを与える。助言は申立の前か後かを問わない。
- ・ アドバイスの内容は、2つの機能の違い、申立者の適格要件、申立内容、申立方法など双方の制度に関する全ての点について行なう。

1. 11 守秘義務

- ・ パネル委員、オンブズパーソン、事務局職員、及び調査員は、JBIC 職員と同様の守秘義務

務を課される。それには、業務を通じて知り得た商業上の秘密も含まれる。

1. 1 2 情報公開

- ・ 情報公開はJBICのホームページに設けられたそれぞれのページを通じて各組織が担う。その際、商業上の秘密や匿名希望者に関する情報などの不開示情報については十分配慮する。またホームページにアクセスできない人のため、JBICの本店・支店・在外事務所等を通じて情報提供する。

1. 1 3 広報

- ・ インспекションパネルとオンブズパーソンへの申立手続きを定め、JBICは在外事務所等を通じて制度や手続きに関する積極的な広報を行なう。
- ・ 手続きについては、まず英語と日本語で作成し、申立の状況を見ながら、必要に応じて他の言語への翻訳を進める。

1. 1 4 両機能への申立

- ・ 同じ申立人が、同時期にインспекションパネルとオンブズパーソンの両者に申立をすることはできない。
- ・ インспекションパネルで本調査が行なわれた申立は、オンブズパーソンに申立をすることができない。ただし、インспекションパネルに申し立てたものの、事前審査でJBIC環境社会配慮ガイドラインの不遵守との関係が不明確だとされたものについては、オンブズパーソンに申立をすることができる。
- ・ オンブズパーソンに申し立てた人がインспекションパネルに申し立てる場合、オンブズパーソンの調停機能を使って入手した守秘義務のある情報を利用してはいけない。

1. 1 5 申立対象のガイドライン

- ・ 申立対象となったプロジェクトの融資契約日によって、遵守の対象となるガイドラインは異なる。新しい環境社会配慮ガイドラインだけでなく、旧日本輸出入銀行の環境配慮ガイドラインや、旧海外経済協力基金の環境配慮ガイドライン(初版及び第2版を含む)、及びガイドライン制定前に同様の役割を果たしていたチェックリストも異議申立の対象とする。

1. 1 6 申立者への嫌がらせの防止

- ・ JBICは、異議申立者が当該国政府や対象事業の借入人から、申立を理由にした脅迫や嫌がらせが起きないようにしなければならない。

1. 1 7 意見受付

- ・ インспекションパネルやオンブズパーソンに一般の市民が情報提供をしたり、意見を

述べたりすることができるよう、JBICは専用のメールアドレスなどを設置し、広く周知しなければならない。

2. インспекションパネルの手続き

2. 1 受付

- ・ 申立をできる人：JBICのプロジェクトによって環境社会影響を受けている（受ける可能性がある）人、もしくはその代理人
- ・ 申立に含まれる内容：①申立者に関する情報（代理の場合は被影響者の情報及び代理を立てる正当性を含む）、②匿名を希望するかどうか、③プロジェクト名と事業主体者名、④環境社会影響に関する具体的な既述や根拠、⑤この問題へのこれまでの対応や JBICとの連絡状況、⑥指摘した環境社会影響と JBIC 環境社会配慮ガイドライン不遵守との関係、⑦その根拠となる文書などの資料（もしあれば）
- ・ 言語：あらゆる言語。ただし日本語・英語以外の場合は、翻訳に必要な時間が余分にかかる。
- ・ 申立方法：文書で提出。郵便、ファックス、電子メール、手渡しなどの様式で受付可能。JBICの在外事務所でも受け付ける。在外事務所は受け取りを申立人に交付し、申立書を速やかにパネルに送付する。
- ・ 受付確認：パネルの委員長は、受付後、速やかに申立者にその旨を通知する。なお、申立書は必ず委員が開封する。
- ・ 再申立：再申立の場合は、新たな追加情報を必要とする。
- ・ 情報公開：受付通知と同時に、受け付けた異議申立を公開する。

2. 2 受理

- ・ 審査：申立者の適格要件、申立の内容が、形式的に満たされているかどうかを審査する。
- ・ 審査日数：受理に関する審査日数は5業務日とする。
- ・ 追加情報の請求：提出された情報が不十分の場合は、申立者に追加情報を請求する。その場合、受理の審査期限を最大15業務日延期できる。
- ・ 受理の決定と通知：受理・不受理の決定は審査後速やかに行ない、申立者と総裁に通知する。
- ・ 不受理：形式要件を満たしておらず、請求した追加情報を一定期間内に提出しなかった場合等、不受理とすることができる。その場合、不受理の理由を申立者に文書で伝え、反論がある場合、文書で提出してもらう。
- ・ 情報公開：受理・不受理について、その決定後速やかに情報公開する。不受理の場合はその理由及び申立者からの意見を合わせて公開する。

2. 3 初期審査

- ・ 審査事項：申立人の適格要件や申立内容の真偽を現地調査等によって審査する。主な審査事項は、①環境社会影響を受けている、もしくは受ける可能性があるかどうか、②環境社会影響が JBIC のプロジェクトに関係したもののか、③悪意があったり、些細な問題であったり、あるいは競争上の利害があったりしないか。
- ・ 審査の方法と期限：現地訪問、JBIC 職員からの聞き取り、関係書類の審査などによる。審査期間は 20 業務日とする。
- ・ 適格の決定と通知：審査終了後速やかに本調査に入るかどうかを決定し、申立者と総裁に通知する。申立者の適格要件を満たし、申立内容の妥当性を確認できた場合、パネルは JBIC のガイドライン不遵守との関連を調べる本調査に入る。
- ・ 不適格：適格要件や申立内容が妥当でないと判断された場合、その理由を申立者に文書で伝え、反論がある場合、文書で提出してもらう。
- ・ 情報公開：審査結果を速やかに公開する。不適格とした場合はその理由及び申立者からの意見を合わせて公開する。
- ・ 融資契約の凍結：融資契約締結前のプロジェクトに異議申立が出され、初期審査で適格性に問題がなく、不遵守に関わる審査が決定された場合、審査が終了して結論が出るまで融資契約の調印は凍結する。

2. 4 本調査

- ・ 調査内容：本調査では、申立者が訴えている環境社会影響と JBIC の環境社会配慮ガイドラインの不遵守との関係を主な目的とする。その他、初期審査で不明確だった点などについても調査を行なう。
- ・ 調査の方法：現地調査、JBIC 職員・関係企業・相手国政府（機関）・被影響住民・関係する NGO などからの聞き取り、関係書類の審査などによる。
- ・ 調査の期間：本調査を決定してから 75 営業日以内に調査報告書案をまとめる。ただし、パネルが必要と判断すれば調査期間を延期できる。その場合、本調査を決定してから 75 営業日以内に中間報告書を作成し、調査期間延期の理由と新しい期限を付して総裁に提出する。
- ・ 融資契約の凍結：融資契約が結ばれていない案件については、パネルが本調査を決定してから最終報告書が総裁に提出されるまでの期間、融資契約締結を凍結する。
- ・ 情報公開：中間報告書及び調査期間延期の理由は、総裁への提出と同時に速やかに公開される。

2. 5 調査報告

- ・ 調査報告書案及び最終調査報告書の内容：①現地で生じている（起こりうる）環境社会影響が、JBIC の環境社会配慮不遵守によるものかどうかの判断、②その根拠の説明、③不遵守に関わる対応策への意見（環境社会配慮ガイドラインに基づく融資の一時停止・中止、環境影響評価のやり直し、住民との協議のやり直しなどを含む）、④インタビュー

- 一した人に関する情報、⑤参照した文書や文献などのリスト
- 提出書類：調査を通じて参照した資料の一覧、聞き取り調査を行なった人の一覧（匿名希望者は立場などに留める）
- 意見聴取：パネルは調査報告書案に対する JBIC 投融資部門と申立者の意見を 15 業務日以内に聴取する。両者の意見を受理後 10 業務日以内に、両者の見解を加味した最終調査報告書を総裁に提出する。
- 情報公開：最終調査報告書は、総裁提出後、速やかに公開される。同時に申立者や JBIC 投融資部門の意見も公開される。また、最終報告書に書かれた参照した文書や文献は、希望があれば申立者にコピーを提供する。もし提供できない文書や文献がある場合、その理由を明示し公表する。

2. 6 不遵守への対応

- 不遵守への対応：最終調査報告書で不遵守が指摘された場合、受理後 15 業務日以内に JBIC 総裁は JBIC としての具体的な対応をまとめる。その際、パネルの最終調査報告書は最大限尊重されるものとし、最終調査報告書の主旨と反する対応を取る場合は、十分な理由説明を必要とする。
- 情報公開：不遵守への具体的な対応、及び最終調査報告書の主旨に反した対応を取る場合の理由説明は、速やかに申立者に通知され公開される。

2. 7 モニタリング

- パネルは対応策の履行状況をモニタリングする。その際、申立者からの情報提供や意見を歓迎し、必要に応じて関係者に報告を求めたり、独自に調査を行なったりできる。
- モニタリング状況は年次報告書などを通じて定期的に総裁に報告し公開する。モニタリング調査報告についてはその都度総裁に提出し公開する。
- モニタリング状況と調査報告は申立者に送付する。

2. 8 関与の終了

- パネルは不遵守に伴う問題に十分な対応がとられたと判断した場合、それを総裁に報告し、その件に対する関与を終了する。
- パネルの関与が終了したことを申立者に通知し、意見を求める。
- 申立者からの意見があれば、それを付して、関与が終了したことを公開する。

3. オンブズパーソンへの申立手続き

3. 1 受付

- 申立をできる人：JBIC のプロジェクトによって環境社会影響を受けている（受ける可能性がある）人、もしくはその代理人

- ・ 申立に含まれる内容：①申立者に関する情報（代理の場合は被影響者の情報及び代理を立てる正当性を含む）、②匿名を希望するかどうか、③プロジェクト名と事業主体者名、④環境社会影響に関する具体的な既述や根拠、⑤この問題へのこれまでの対応や JBIC との連絡状況、⑥期待する解決策、⑦指摘した環境社会影響と JBIC 環境社会配慮ガイドライン不遵守との関係（任意）、⑧その根拠となる文書などの資料（もしあれば任意で）
- ・ 言語：あらゆる言語。ただし日本語・英語以外の場合は、翻訳に必要な時間が余分にかかる。
- ・ 申立方法：文書で提出。郵便、ファックス、電子メール、手渡しなどの様式で受付可能。JBIC の在外事務所でも受け付ける。在外事務所は受け取りを申立人に交付し、申立書を速やかにオンブズパーソンに送付する。
- ・ 受付確認：オンブズパーソンは、受付後、速やかに申立者にその旨を通知する。なお、申立書は必ずオンブズパーソンが開封する。
- ・ 再申立：再申立の場合は、新たな追加情報を必要とする。
- ・ 情報公開：受付通知と同時に、受け付けた異議申立を公開する。

3. 2 受理

- ・ 審査：申立者の適格要件、申立の内容が、形式的に満たされているかどうかを審査する。
- ・ 審査日数：受理に関する審査日数は 5 業務日とする。
- ・ 追加情報の請求：提出された情報が不十分の場合は、申立者に追加情報を請求する。その場合、受理の審査期限を最大 15 業務日延期できる。
- ・ 受理の決定と通知：受理・不受理の決定は審査後速やかに行ない、申立者と総裁に通知する。
- ・ 不受理：形式要件を満たしておらず、請求した追加情報を一定期間内に提出しなかった場合等、不受理とすることができる。その場合、不受理の理由を申立者に文書で伝え、反論がある場合、文書で提出してもらう。
- ・ 情報公開：受理・不受理について、その決定後速やかに情報公開する。不受理の場合はその理由及び申立者からの意見を合わせて公開する。

3. 3 初期審査

- ・ 審査：申立者の適格要件や申立内容の真偽を現地調査等によって審査する。主な審査事項は、①環境社会影響を受けている、もしくは受ける可能性があるかどうか、②環境社会影響が JBIC のプロジェクトに関係したものが、③悪意があったり、些細な問題であったり、あるいは競争上の利害があったりしないか。
- ・ 問題解決プロセスの準備：問題解決プロセスを進めるための情報を収集する。具体的には①申立者が望む問題解決策、②これまでの申立者と JBIC や事業主体者とのやり取り内容、などに関して情報を収集する。

- ・ 審査の方法と期限：現地訪問、JBIC 職員からの聞き取り、関係書類の審査などによる。審査期間は 20 業務日とする。
- ・ 適格の決定と通知：申立者が適格要件を満たし、申立内容の妥当性を確認できた場合、その旨を総裁及び申立者に報告し問題解決のプロセスに入る。
- ・ 不適格：適格要件や申立内容が妥当でないと判断された場合、その理由を申立者に文書で伝え、反論がある場合、文書で提出してもらう。
- ・ 情報公開：審査結果を速やかに公開する。不適格とした場合はその理由及び申立者からの意見を合わせて公開する。

3. 4 JBIC による問題解決の促進

- ・ オンブズパーソンの役割：懸念される環境社会影響と期待される解決策を受けて、申立者と JBIC との間の対話を進めたり、追加の環境影響調査を JBIC に求めたりするなど、柔軟で多様な働きかけを通じ、JBIC による問題解決を促進する。この場合、事業主体への働きかけは JBIC が行なう。
- ・ JBIC の役割：JBIC のプロジェクトによる環境社会影響が認められたという事実を重くみて、JBIC はオンブズパーソンの問題解決促進に向けた働きかけを最大限尊重する。
- ・ 調査：JBIC と申立者の合意に基づき、オンブズパーソンは必要な調査を実施することができる。
- ・ 期間：期限は定めない。
- ・ 報告と公開：最低 2 か月に 1 度、オンブズパーソンは自らの働きかけに関わる種々の調査報告書や協議の議事録、働きかけの具体的な内容や進捗状況を総裁に報告し公開する。

3. 5 調停

- ・ 調停：JBIC と申立者の間での問題解決が進まない場合、オンブズパーソンは事業主体を含めた全ての関係者による調停を勧めることができる。調停を始めるかどうかは、関係者の合意による。
- ・ 調査：関係者の合意に基づき、オンブズパーソンは必要な調査を実施することができる。
- ・ 期間：期限は定めない。
- ・ 情報の取り扱い：調停交渉に出された情報や交渉の進行に関する情報については、関係者の合意に基づいて公開される。
- ・ 報告と公開：最低 2 か月に 1 度、オンブズパーソンは調停の進捗状況を総裁に報告する。進捗状況の公開内容については、非開示情報や調停当事者間の合意を尊重する。

3. 6 モニタリング

- ・ オンブズパーソンは、関係者間で合意された内容の履行状況をモニタリングする。その際、申立者からの情報提供や意見を歓迎し、必要に応じて関係者に報告を求めたり、独自に調査を行ったりできる。

- ・ モニタリング状況は年次報告書などを通じて定期的に総裁に報告し公開する。モニタリング調査報告書についてはその都度総裁と関係者に提出し公開する。なお、モニタリング調査報告書の公開においては、非開示情報や調停当事者間の合意を尊重する。

3. 7 関与の終了

- ・ 関与を終える場合：オンブズパーソンは、問題解決に向けたこれ以上の働きかけが効果的でないと判断した場合や当事者間で合意された内容のモニタリングの必要性がなくなった場合、関与を終了させることができる。
- ・ 通知：オンブズパーソンが関与の終了を決めた場合、JBIC、申立者、事業主体などの関係者にその旨を通知する。
- ・ 報告と公開：関与の終了にあたって、オンブズパーソンは、それまでの問題解決のプロセスと結果、関与を終了する理由等について、総裁に報告する。報告書は、非開示情報や調停当事者間の合意を尊重した上で公開する

4. 環境社会配慮ガイドライン遵守機能の見直し

- ・ インспекションパネル及びオンブズパーソンは、業務の見直しを目的に、年に最低1度は、関係者とのコンサルテーションを開催する。
- ・ インспекションパネルとオンブズパーソンは、環境社会配慮ガイドラインの改訂時期に合わせて制度や手続き等を見直し、必要があれば改訂を総裁に提案する。
- ・ 見直しに際し各組織は、JBICの投融資部門や審査部門、それに過去の申立者や関係したNGOなどの意見を聴取する。

5. 政策への反映

- ・ インспекションパネルとオンブズパーソンが合同で「環境社会配慮ガイドライン遵守合同会議」を設置する。
- ・ 遵守合同会議は、インспекションパネルとオンブズパーソンへの異議申立を通じて明らかになったJBICの政策上の課題について議論し、JBICの政策改善に意見を述べるものである。
- ・ 遵守合同会議は、両組織の全委員の参加を得て、年に1度開催する。
- ・ 遵守合同会議は、異議申立を通じて明らかになったJBICの政策上の課題と、JBICの政策改善への意見を報告書にまとめて総裁に提出し公開する。
- ・ JBIC総裁は、遵守合同会議の報告書を尊重して、政策への反映を行なう。

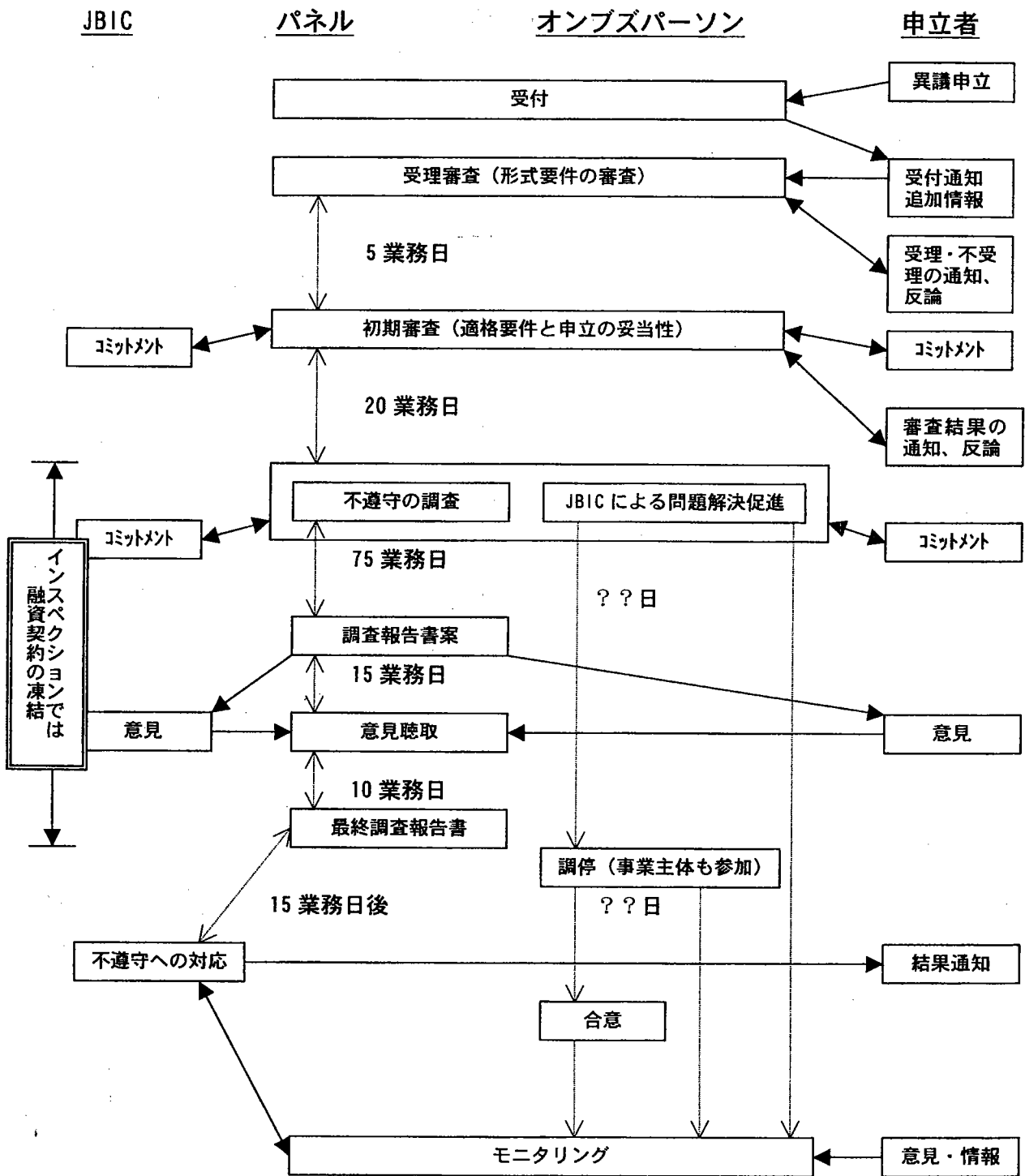
インスペクションパネルとオンブズパーソンの比較対照表

	インスペクションパネル	オンブズパーソン	備考
●基本原則	公平性、合理性、効率性、それらを確保するための独立性、透明性、応答性		
●目的	①環境社会影響とガイドライン不遵守の因果関係の調査、②環境社会影響に関わる問題の解決、③JBIC の政策の改善への貢献、④JBIC のアカウントビリティの向上		
位置付け	JBIC 総裁直属で、投融資部門や審査部門から独立した機関。		
機能	異議申立に基づく環境社会影響と環境社会配慮ガイドライン不遵守の因果関係の調査。不遵守の場合の対応策を含む調査報告の JBIC 総裁への提出。	異議申立に基づく環境社会影響の確認。JBIC による問題解決の促進及び問題解決に向けた調停のファシリテーション。定期的な総裁への報告。	
	独立公正な調査とそれを実施するための独立した連絡調整機能 モニタリングとフォローアップ 情報公開、助言		
権限	JBIC 所有文書へのアクセス、JBIC に対する独立した調査権、関係企業及び相手国政府所有文書の提出依頼、相手方の合意に基づく現地調査、融資の停止や中止の意見具申と意見の公開（融資契約に盛り込む）		
委員	3 人。兼職は妨げないが常勤 1 人。委員長を毎年互選。	当初は常勤 1 人。兼職は妨げない。業務量によって非常勤を若干名増員。	
任期	3 年。最初は 2 年、3 年、4 年。再任 1 度。	3 年。再任 1 度。	
要件	公正さ、調査能力、コミュニケーション、JBIC 職員の場合は退職後 2 年間は資格なし。退任後 5 年間は JBIC に直接関わる業務（契約職員やコンサルタント業務を含む）に就けない。		
選任方法	公募。JBIC 人事担当部門が、JBIC、産業界、学識者、NGO からなる選考委員会を設置し、そこが審査・推薦し、総裁が任命する。最終審査は公開で行なう。		
解任要件	健康上・職務上の相当の理由で総裁が解任。他の委員の合意が必要。希望すれば解任される委員は弁明できる。理由と弁明書を公開。		
事務局	それぞれ常設事務局。調査の補助と広報などを担う。JBIC の頻繁なアクセスを回避する物理的要件。事務局員の 1 人は JBIC の業務に詳しい職員を総裁が任命。他の若干名は公募—委員が審査・推薦し総裁が任命。		
調査員	必要に応じて若干名。委員が選考。当該案件の利害関係者は排除。		

	インスペクションパネル	オンブズパーソン	備考
【受付】			
申立者	JBICのプロジェクトによって環境社会影響を受ける（可能性がある）人、もしくはその代理人。		
申立内容	①申立者に関する情報、②匿名を希望するかどうか、③プロジェクト名と事業主体者名、④環境社会影響に関する具体的な記述と根拠、⑤これまでの対応や JBIC との連絡状況		
	⑥指摘した環境社会影響と JBIC の環境社会配慮ガイドライン不遵守の関係、⑦その根拠となる文書などの資料（もしあれば）	⑥期待する解決策、⑦指摘した環境社会影響と JBIC の環境社会配慮ガイドライン不遵守の関係（任意）、⑧その根拠となる文書などの資料（もしあれば任意）	
言語	すべての言語。日英以外は翻訳に時間を要す。		
申立方法	文書。郵便、ファックス、電子メール、手渡し等。在外事務所も可。		
受付確認	受領後、速やかに申立者に確認通知。申立書は必ず委員が開封しなければならない。		
再申立	新たな追加的情報が必要。		
情報公開	受付確認通知送付と同時に受け付けた異議申立を公開する。		
【受理】			
審査	申立者の適格要件、申立の内容が形式的に満たされているかどうか。		
審査日数	受付から 5 業務日		
追加情報	必要ならば追加情報を申立者に請求。審査を最大 15 業務日延長可。		
受理通知	審査後速やかに受理・不受理を決定し、総裁と申立者に通知		
不受理	形式要件を満たさず追加情報提供しない場合等。申立者に文書で通知。反論を文書で提出可。		
情報公開	受理・不受理決定後速やかに公開。不受理の理由と反論も公開。		
【初期審査】			
審査	申立者の適格要件と申立内容の真偽を審査。①環境社会影響を受ける（可能性がある）か、②環境社会影響が JBIC のプロジェクトに関係したもののか、③悪意・些細な問題・競争上の利害でないか、など。		
方法と期限	現地訪問、JBIC 職員からの聞き取り、関係書類の審査など。20 業務日以内。		
調査		問題解決に向けた情報収集	
決定通知	適格要件と申立内容の妥当性が確認できれば総裁と申立者に報告。次のプロセスへ。		
不適格	適格要件や申立内容が不適格とされた場合申立者に文書で通知。反論を文書で提出可。		
情報公開	審査結果の速やかな公開。不適格とした場合は理由を公開。反論も公開。		

	インスペクションパネル	オンブズパーソン	備考
【その後のプロセス】			
不遵守調査 と問題解決 プロセス	本調査（不遵守の調査）—75 業務日以内（延長可） JBIC と申立者のコメント（15 業務日以内） 最終調査報告書を総裁に提出（10 業務日以内） 不遵守への対応（15 業務日後）	JBIC による問題解決の促進 オンブズパーソンによる調査 調停（関係者の合意が前提） ～いずれも期限なし。定期的報告のみ～	
情報公開	最終調査報告書は総裁提出後公開、JBIC と申立者のコ メントも公開	関連する調査報告、議事録、働きかけの具体的内容を 最低 2 か月に 1 度公開	
モニタリン グ	不遵守への対応をモニタリング。 申立者からの情報提供や意見を歓迎。追加調査可。年次報告書等を通じて定期的に報告・公開。モニタリング 状況とモニタリング調査報告は申立者に送付。	関係者間で合意された行動の履行をモニタリング。	
関与の終了	十分な対応が取られたとき。総裁に報告。申立者に通知 し意見を求める。それらを公開。	問題解決の働きかけが効果的でない、もしくは必要な なくなったとき。総裁と関係者に通知、公開。	
見直し	最低年 1 度関係者とコンサルテーションを開催。ガイドラインの改訂時期に合わせて見直す。JBIC の投融資部 門と審査部門、過去の申立者の意見を聴取する。		
JBIC の政 策への反映	遵守合同会議の設置。全委員の参加によって年に 1 度開催。異議申立を通じて明らかになった政策上の課題と 政策等の改善について意見書を総裁に提出し公開する。		

JBIC 異議申立制度の流れ



*インスペクションパネルの場合、通常、申立受付から不遵守の対応まで140 業務日（約 28 週間）かかることになる。